

# 2018FIG トランポリンワールドカップ日本国・前橋大会

## 《「出店ブース設置」概要》

前橋市東京オリンピックトランポリン競技  
事前キャンプ地誘致等推進委員会  
会長 小 淵 優 子

平素より群馬県体操協会トランポリン競技に係る振興事業等にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本推進委員会では、スポーツを通じたまちづくりを推進し、トランポリン競技の普及と振興を図ると共に交流人口の拡大とスポーツの振興を図り、スポーツによるまちづくりを進め、地域経済の活性化を図る目的から「2018FIG トランポリンワールドカップ日本国・前橋大会」を開催する運びとなりました。

つきましては、下記のとおり「出店ブース設置」概要を作成しましたので、会場の賑やかしに参加いただけますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1.大会概要

##### 1.招致目的

本市が進めている2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う事前キャンプ地誘致をはじめ国内外のトップチームの合宿等誘致活動の絶好の機会と捉え、大会参加国へ積極的な本市のPR活動を実施する。

また、スポーツを通じたまちづくりを推進し、トランポリン競技の普及と振興を図ると共に交流人口の拡大とスポーツの振興を図り、スポーツによるまちづくりを進め、地域経済の活性化を目的とする。

##### 2.招致大会名

2018FIG トランポリンワールドカップ日本国・群馬・前橋大会

##### 3.主催・共催・主管

主 催 国際体操連盟

共 催 前橋市、前橋スポーツコミッション、群馬県体操協会、(一財)前橋市まちづくり公社

主 管 (公財)日本体操協会

前橋市東京オリンピックトランポリン競技事前キャンプ地誘致等推進委員会

##### 4.開催日時

平成30年8月2日(木)～5日(日)

2日(木)＝フリー練習                      ・ 3日(金)＝公式練習

4日(土)＝予選トーナメント              ・ 5日(日)＝決勝トーナメント

##### 5.開催場所

ヤマト市民体育館前橋

(前橋市上佐鳥町460番地7 TEL 027-265-0900)

##### 6.大会規模(予定参加者)

世界25ヶ国 ・ 300名程度

##### 7.来客者数(一般来場者数予定)

のべ1,500名程度 ※3日(金)～5日(日)

## 2.出店概要

### □日時

フリー練習	平成 30 年 8 月 2 日 (木)	午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分 (予定)
公式練習	平成 30 年 8 月 3 日 (金)	午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分 (予定)
予選トーナメント	平成 30 年 8 月 4 日 (土)	午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分 (予定)
決勝トーナメント	平成 30 年 8 月 5 日 (日)	午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分 (予定)

### □場所

ヤマト市民体育館前橋「室内 or 屋外」

※原則、飲食物販売は「屋外」とさせていただきます。

(注意) 正式な出店時間、場所、広さ等については 6 月上旬頃までに配布する確定スケジュールにより決定いたします。併せて設営、搬入時間等についての確定スケジュールもご案内いたします。

### □出店料

フリー練習	平成 30 年 8 月 2 日 (木)・・・	15,000 円/日
公式練習	平成 30 年 8 月 3 日 (金)・・・	15,000 円/日
予選トーナメント	平成 30 年 8 月 4 日 (土)・・・	20,000 円/日
決勝トーナメント	平成 30 年 8 月 5 日 (日)・・・	20,000 円/日

※100,000 円以上の協賛を頂いた企業様は出店料を無料と致します。

### □対象業種 (条件)

売店における販売品目及び出店業者の制限は、次に掲げるものの範囲とする。

- (1) スポーツ用品類
- (2) 観光土産品類 (前橋広域物産振興協会加盟店に限る。)
- (3) 飲食物類 (市内の業者を優先とする。)
- (4) その他、実行委員会が必要と認めたもの (各種 PR など)

### □販売禁止行為及び諸注意

#### (1) 禁止行為

- 1.生肉、生魚、牛乳の販売、原材料の細切等の仕込み行為。
- 2.出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- 3.商品を不当な価格で販売すること。
- 4.指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売すること。
- 5.許可された品目以外のものを販売すること。
- 6.その他、大会運営に支障があるような行為をすること。
- 7.店舗内での喫煙は禁止。所定の位置で喫煙すること。

#### (2) 諸注意

- 1.許可のない出店は不可。(申込者と出店者が異なる場合、出店をお断りする場合があります。)
- 2.会場内の水道利用は不可。
- 3.拡声器及び音量器具類を使用することは不可。
- 4.飲食販売出店者は出店および食品・販売行為に関連して発生した事故、苦情に対して全ての責

任をおうこと。必要に応じて PL 保険等に加入すること。

5.出店者は、お客様に対応する整理要員を必ず出すようにすること。

6.出店位置に関してのご希望はお受けできません。

7.飲食店出店者は衛生面に最大限の努力をし、事故、苦情等が発生しないように注意すること。  
また、帽子、エプロン、手袋は必ず着用すること。

※飲食店出店の際、食品衛生責任者の資格を保有するスタッフが現場に常駐すること。

但し、弁当販売のみの場合は除きます。

8.会場内で保温・簡易調理をする場合、電気調理器にて対応すること。

他の調理器（プロパンガス等使用）にて保温・簡易調理する場合は、推進委員会事務局と事前協議を行うこと。

9.火気使用の場合は、必ず消化器を設置すること。

また、発電機を使用する場合は、適切に使用すること。発電機の設置場所については、事務局で指定いたします。

10.大会名・ロゴ（マーク）等を使用する場合は、推進委員会事務局と事前協議を行うこと。

（例/服飾・物品等へのプリント販売）

## □環境対策（厳守事項）

1.売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、必ず出店ブース前にごみ箱の設置を行い発生したごみ（ごみ箱のごみを含む）は、各自持ち帰り常に環境美化に努めること。

また、購入者からごみ廃棄の依頼があった場合は、貴店舗の商品以外のごみでも預かり廃棄して下さい。

2.販売品等の搬入搬出に使用する車両には、推進委員会が別途交付する駐車証を指示された位置へ掲示し、指示された場所に駐車すること。

3.販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、推進委員会が指示する時間内に完了させること。

4.接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。

5.食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと。

6.その他、推進委員会及び施設管理者の指示に従うこと。

## □その他

1.主催者は、天災その他やむを得ない事情によりこの大会を変更又は中止することがあります。

この場合、中止によって生じた損害について、主催者はいかなる賠償責任も負いません。

但し、大会が中止された場合に限り既に納入済みの出店小間料の全部または一部（必要経費を差し引いた残額）を返還する場合があります。

2.出店者は、施設等に損害を与えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、推進委員会事務局の検査を受けなければならない。

3.出店者は、原則「テント、机、イス、電源など」販売に必要な物品は各自で持ち込む。

但し、必要に応じて推進委員会事務局と事前協議を行い、販売に必要な物品のレンタル手配を依頼する事が出来る。レンタル品については、後日実費精算となる。

4.搬入搬出車輛で駐車券発行（指定時間内場内乗入）可能台数は「1台」です。

### 3.申込方法（書類）

#### □出店ブース申請書（様式第1号）

出店希望者は下記期日までに「出店ブース申請書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、推進委員会事務局へお申し込み下さい。

**申込期日：平成30年5月31日（木）※厳守**

#### □出店ブース許可書（様式第2号）

申込み多数の場合は、大会との関連度の高い申込者様および地元企業様を優先考慮し、出店者を決定させていただきます。

なお、出店ブース申請書を審査し、適当であると認めた者については、随時、出店ブース許可書（様式第2号）を当該申請者に交付いたします。

出店当日は必ず出店ブース許可書を提示（掲示）して下さい。

#### □飲食物提供・弁当販売の申請について

食品衛生法に基づく許可申請については、各自で前橋保健所へ手続きを行って下さい。

「飲食物提供・弁当販売の許可申請」に伴う許可書の写しを推進委員会事務局へご提出下さい。

なお、ご提出ない場合、出店許可を取り消す場合があります。

※許可書のコピーを『平成30年7月20日（金）』までに推進委員会事務局へ提出して下さい。

#### □期限付酒類小売業免許届出等

アルコール類の販売を行う場合、各自で前橋税務署等へ必要な申請（期限付酒類小売業免許届出等）を行ってください。

※届出書のコピーを『平成30年7月20日（金）』までに推進委員会事務局へ提出して下さい。

### 4.出店料納入方法

出店料の納入方法は、出店ブース許可書（様式第2号）に同封いたしますので、指定された口座へ納入期日までに納入して下さい。

なお、振込手数料については、各自でご負担をお願いいたします。

※ ご不明な点等ございましたら、下記（推進委員会事務局）までお問合せ下さい。

#### 【事務取扱（推進委員会事務局）】

〒371-0847

群馬県前橋市大友町1丁目7-19 （有）マックス・ピュア2階

前橋市東京オリンピックトランポリン競技

事前キャンプ地誘致等推進委員会

「群馬県体操協会トランポリン部内」

TEL 027 (210) 8575 / FAX 027 (210) 8576

e-mail : gunma\_trampoline@wing.ocn.ne.jp